

# 特定継続的役務提供に関する記載（2023.01.05）

## 事業者名および連絡先

事業者名： 合同会社エクセルギー  
店舗名： Fitness Garage exe  
所在地： 〒177-0051 東京都練馬区関町北2-16-9  
電話番号： 03-6356-5355  
メールアドレス： [fitness.g.exe@gmail.com](mailto:fitness.g.exe@gmail.com)  
ホームページURL： <https://www.fitnessexe.com/>

## 1. 役務の内容

- ①パーソナルトレーニング（60分×各月8回）
- ②トレーニング時のサプリメント提供
- ③トレーニング時の体組成計測および体重管理アドバイス
- ④期間中の食事指導
- ⑤トレーニング来店時のシャワールームおよびタオルの利用

※その他購入が必要なものはございません。遺伝子検査の受検は任意です。

## 2. 役務の対価および

### そのほか支払わなければならない金銭の概算額（税込）

- ・入会金 ¥33,000
- ・エクスプレスプラン 総額 ¥242,000（初月 ¥132,000、2か月目 ¥110,000）
- ・スタンダードプラン 総額 ¥440,000  
（初月・2か月目 ¥132,000、3か月目 ¥99,000、4か月目 ¥77,000）
- ・アドバンスプラン 総額 ¥633,600  
（初月・2か月目 ¥132,000、3・4か月目 ¥99,000、  
5か月目 ¥96,800、6か月目 ¥74,800）
- ・コンプリートプラン 総額 ¥1,056,000  
（初月・2か月目 ¥132,000、3・4か月目 ¥99,000、  
5・6か月目 ¥96,800、7～11か月目 ¥70,400、12か月目 ¥48,400）

※上記括弧内は月謝

- ・遺伝子検査 ¥43,780 ※遺伝子検査の受検は任意です。

### 3. 役務提供期間

- ① 初月分 … ご契約日の7日後もしくは初回のトレーニング日のいずれか早い日程を始期として2か月間
- ② 2か月目以降分 … 前月分の有効期間終了日の翌日から1か月後まで提供期間を延長

### 4. 支払い時期、方法

原則的にクレジットカードによる支払いをお願いをしております。

- ① 初月分 … ご契約日から7日以内に、お支払いいただきます。
- ② 2か月目以降分 … 前月分お支払い日から14日以降の各月27日 もしくは5日（お選びいただけます）に次月分月謝を課金いたします。

現金または振込による一括前納も可能です。

一括前納の際にはご契約日から7日以内にお支払いをお済ませください。

別項記載のとおり保全措置はございません。

### 5. クーリング・オフ

- ① ご契約日から起算して8日以内であれば、書面により契約解除を行うことが可能です。これを「クーリング・オフ」といいます。当該契約に関して既に料金をお支払いをいただいております場合には、速やかに全額を返金いたします。また、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。
- ② 当店がお客様に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、お客様は、改めて当店からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、当店より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、クーリング・オフをすることができます。
- ③ クーリング・オフはお客様が書面を弊社宛に発信したときにその効力が生じます。

## 6.中途解約に関する事項

### ① 全額返金保証について

2か月16回のセッションを終了されても実感できる変化が見られない場合、初回レッスン日含め60日以内に書面によるお申し出があれば、お申し出時点までにお支払いいただいたすべての代金をご返金いたします。

※60日目が当店の休業日にあたる場合、翌営業日までのお申し出が対象です。

### ② その他の解約・返金について

セッション16回未満での解約お申し出、もしくは60日以降の解約お申し出の場合、お申し出日から起算して14日目以降のお支払い予定をすべて解除いたします。お申し出日から13日以内のお支払いに伴う役務については、当該役務提供期間はご利用いただけます。

前納でお支払いいただいている場合、お申し出日を含む月の翌々月目以降の残額を第2項から算出しご返金いたします。

### ③ 役務提供期間が過ぎた契約

役務提供期間が過ぎた場合、中途解約はできませんのでご注意ください。

## 7.割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

お客様と当店との間での直接の割賦販売は行っておりません。

※クレジット払いは割賦ではなく、月謝払いとなります。

## 8.前受金の保全に関する事項

原則月謝制のため、前受金の保全措置はとっておりません。

## 9.特約があるときには、その内容

特約はありません。